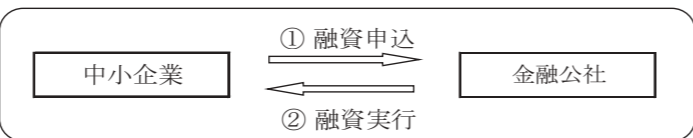


(公財)名古屋市小規模事業金融公社 取扱いの融資制度

(公財)名古屋市小規模事業金融公社から直接融資を受ける制度です。
信用保証料は必要ありません。
なお、融資の際には(公財)名古屋市小規模事業金融公社による金融上の審査があります。



(平成31年4月1日現在)

制度名	申込みのできるかた	融資条件				担保・保証人		
		限度額	資金用途	融資期間 （うち振置期間 12か月以内）	利率 ※3			
経営活性化の ための 営性資金 の活用 図るための 資金	経営活性化資金 (通常資金)	6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人	従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること	2,000万円	設備 運転 ※1	3年以内 年2.6% 5年以内 年2.7% 7年以内 年2.8% 10年以内 年2.9%	(公財)名古屋市小規模事業金融公社所定	
		従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下であること		1,000万円	設備 運転 ※1	3年以内 年2.3% 5年以内 年2.4% 7年以内 年2.5% 10年以内 年2.6%		
創業・事業展開の ための 多角化資金 の活用 による 創業・事業展開 の資金	創業・事業展開資金	(創業)市内で新規開業するかまたは営業実績が6か月未満の市内の会社・個人	従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること	2,000万円 (必要総資金の90%以内)	設備 運転 ※2	3年以内 年2.6% 5年以内 年2.7% 7年以内 年2.8%		(担保)原則不要 (連帯保証人)原則必要(法人の場合は、代表者の他に必要)
		(事業展開)6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人	①、②のいずれかに該当し、従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること ①現に事業を継続し事業の多角化をするか、または事業の多角化後6か月未満であること ②新たな事業に転換するか、または事業転換後6か月未満であること			10年以内 年2.9%		
		6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人	①、②のいずれかに該当し、従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること ①現に事業を継続し事業の多角化をするか、または事業の多角化後6か月未満であること ②新たな事業に転換するか、または事業転換後6か月未満であること			3年以内 年2.6% 5年以内 年2.7% 7年以内 年2.8% 10年以内 年2.9%		
ものづくり 産業向けの 設備導入の 資金	ものづくり 設備導入 資金	6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人	ものづくり産業(製造業等)に属する事業で、従業員数が100人(ものづくり産業に属するサービス業30人)以下であること	5,000万円	直接ものづくり産業の用に供する機械・設備	3年以内 年2.6% 5年以内 年2.7% 7年以内 年2.8% 10年以内 年2.9%		
			6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人	2,000万円 (対象設備購入額の1/2以内)		直接ものづくり産業の用に供する新品の機械・設備		

不動産・有価証券を担保とした事業資金に活用	経営活性化資金 (不動産等担保融資)	6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人	従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること	5,000万円	設備 運転 ※1	3年以内 年1.6% 又は2.1% 5年以内 年1.7% 又は2.2% 7年以内 年1.8% 又は2.3% 10年以内 年1.9% 又は2.4%	(担保)必要 (連帯保証人)原則、法人代表者以外は不要
						15年以内 年2.1% 又は2.6%	

※1 名古屋市都市型産業研究施設開設補助金の交付決定を受けた方、または名古屋市工業技術グランプリを受賞された方、若しくは名古屋市新商品・サービス創出等事業補助金(平成30年度終了事業)の事業認定を受けた方が経営活性化資金を利用する場合は、融資利率(0.1%の引下げ)の優遇措置があります。
 ※2 名古屋市スタートアップ企業支援補助金の事業認定等を受けた方が、創業・事業展開支援資金を利用する場合は、融資利率(0.1%の引下げ)の優遇措置があります。
 ※3 担保の提供が可能な場合は、公社所定の割引利率を適用します。

○商店街活性化促進資金については、(公財)名古屋市小規模事業金融公社にお問い合わせください。

申込先：(公財)名古屋市小規模事業金融公社

《平成31年度》

名古屋市中小企業 融資制度のご案内

名古屋市中小企業振興センター

名古屋市では、中小企業を支援するため、必要な事業資金を円滑に調達することができるように融資制度を設けています。
融資制度は、中小企業の方が利用しやすいよう、原則として、長期・低利・固定金利となっていますので、ぜひご利用ください。

◆名古屋市融資制度の申込資格

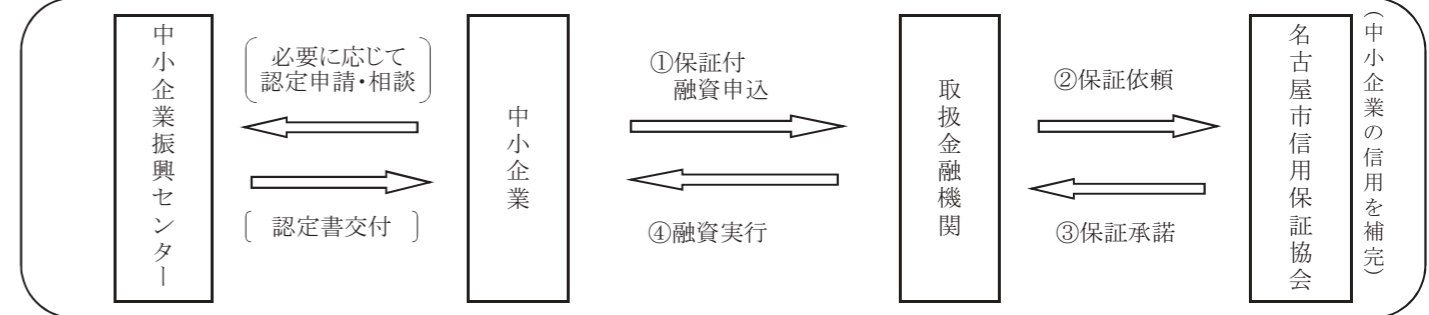
- 名古屋市の融資制度をご利用いただくためには、おおむね以下の要件が必要となります。
- 市内に一定の事業所があり、現に事業を営んでいること。
 - 税の滞納がないこと。
 - 名古屋市信用保証協会や(公財)名古屋市小規模事業金融公社の申込資格があること。
 - 銀行取引停止処分を受けていないこと。
(第1回不渡り発生後、6か月を経過していないことを含む。)
 - 許認可を要する業種の方は、その許認可を受けていること。
 - 現に信用保証協会の求償権や(公財)名古屋市小規模事業金融公社の管理債権になっていないこと。
 - 以前の借入の際に資金用途違反をしていないこと。
 - その他、融資の申込要件に適合すること。

※「申込みのできるかた」の欄に従業員数の定めのない資金をご利用いただける方の範囲のあらまは下表のとおりです。
・資本金または従業員のいずれか一方が該当する企業

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	50人以下
小売業、飲食店		

※暴力団等の反社会的勢力は一切対象となりません。
※融資に斡旋料、仲介手数料等は一切不要です。斡旋料等を不正に要求するいわゆる金融あつせん屋にご注意ください。

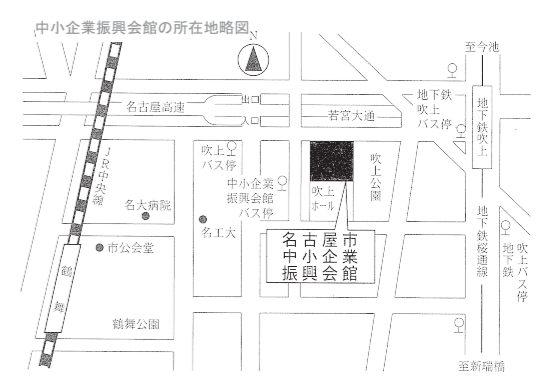
◆名古屋市信用保証協会の保証付融資制度の一般的な手続きの流れ



※融資条件等が変更になる場合がありますので、詳しくは下記のお問い合わせ先にご確認ください。

お問い合わせ先

名古屋市中小企業振興センター
 URL:<http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/387-1-5-0-0-0-0-0-0-0.html>
 名古屋市千種区吹上二丁目6番3号(中小企業振興会館6階)
 TEL: 735-2100 FAX: 735-2104
 市内の中小企業の皆様を対象として、次のような事業を行っています。
 お気軽にご利用・ご相談ください。
 ●中小企業者向け融資制度の案内 ●各種経営相談の案内
 ●セーフティネット保証の認定 ●各種セミナーの開催 等
【金融相談窓口】金融機関OBなどの専門の相談員がご相談に応じます。
 無料、先着予約制 TEL: 735-2000 FAX: 735-2104



名古屋市信用保証協会

URL:www.cgc-nagoya.or.jp/
 名古屋市中区栄二丁目12番31号
 TEL: 212-3011
 中小企業の皆様和金融機関から事業資金を借り入れる際、保証人の役割を引き受けるために信用保証協会法に基づき設立された公共的機関です。

(公財)名古屋市小規模事業金融公社

URL:<http://www.nb-fun.jp/>
 名古屋市千種区吹上二丁目6番3号(中小企業振興会館5階)
 TEL: 735-2123
 市内の中小企業の皆様を対象として金融・経営相談を行うほか、事業上の資金を貸付けるために設立された公益財団法人です。

この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

(平成31年4月1日現在)

名古屋市信用保証協会の 保証付融資制度

名古屋市信用保証協会の信用保証を付けて、各取扱金融機関から融資を受ける制度です。なお、融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

(平成31年4月1日現在)

制度名	申込みのできるかた	融資条件						申込先 (取扱金融機関)				
		限度額	資金用途	融資期間 (うち据置期間 12か月以内)	利率	責任共有 制度※1	保証料率 ※2		担保・ 保証人			
小規模企業 向けの 事業資金に	小規模企業等 振興資金	通常資金	市内で事業を営む従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下の会社・個人・企業組合・医療法人・NPO法人	5,000万円	設備・運転 設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.3% 年1.4% 年1.5% 年1.6%	名古屋市信用保証協会所定	(銀行) 三菱UFJ りそな 三井住友 みずほ 北陸 大垣共立 十六 静岡 百五 三重 関西みらい 第三 名古屋 愛知 中京	(信用金庫) 愛知 中日 岡崎 瀬戸 海部 岐阜 西尾 豊田 東春 いちい 蒲郡		
		小口資金	市内で事業を営む従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下の会社・個人・企業組合・医療法人等で、国の定める小口零細企業保証の利用ができること	2,000万円 <small>※ただし 既存の信用保証協会の保証付 融資残高との合計で2,000万円 以内の新規保証に限る</small>	設備・運転 設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.1% 年1.2% 年1.3% 年1.4%				対象 対象外	0.38～1.74% 0.46～1.83%
経営の強化を 図る前向き の資金に	経営強化 支 援 資 金	大口資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等	1億5,000万円	設備 運転	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 1年以内 3年以内 5年以内 7年以内	年0.9% 年1.0% 年1.1% 年1.2% 年1.3% 年1.4% 年1.5% 年1.6% ※3	名古屋市信用保証協会所定	(銀行) 三菱UFJ りそな 三井住友 みずほ 北陸 大垣共立 十六 静岡 百五 三重 関西みらい 第三 名古屋 愛知 中京	(信用金庫) 愛知 中日 岡崎 瀬戸 海部 岐阜 西尾 豊田 東春 いちい 蒲郡		
		経営力 アップ資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関※4の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告ができること	1億5,000万円	設備・運転	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.3% 年1.4% 年1.5% 年1.6%				対象 対象外 ※5	0.40～1.67% 0.49～1.76%
経営の安定が 必要な時の 資金に	経営安定資金	経済変動 対策資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット)第1、2、3、4、6号のいずれかの認定を受けていること ②中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット)第5、7、8号のいずれかの認定を受けていること	8,000万円 <small>※ただし 1～6号認定を受けている場合は 1億円以内 (平成32年3月31日まで)</small>	① 設備・運転 ② 設備・運転	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.1% 年1.2% 年1.3% 年1.4% 年1.2% 年1.3% 年1.4% 年1.5%	名古屋市信用保証協会所定	(銀行) 三菱UFJ りそな 三井住友 みずほ 北陸 大垣共立 十六 静岡 百五 三重 関西みらい 第三 名古屋 愛知 中京	(信用金庫) 愛知 中日 岡崎 瀬戸 海部 岐阜 西尾 豊田 東春 いちい 蒲郡		
		環境適 応 資 金	①最近3か月の月平均売上高または月平均売上総利益率もしくは月平均営業利益率が、前年同期または2年前同期に比べて3%以上減少していること(経済対策特別資金) ②中小企業再生支援協議会等の支援等を受け、再生計画の策定を完了していること(再生支援資金)	8,000万円 <small>※ただし ①の経済対策特別資金については 1億円以内 (平成32年3月31日まで)</small>	設備・運転	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.2% 年1.3% 年1.4% 年1.5%				対象 ②は一部 対象外有	① 0.38～1.74% ② 0.40～1.83%
		事業承継 支 援 資 金	市内で事業を営んでいる会社・個人等で、次の①～④のいずれかに該当すること ただし、③、④に該当する場合は、中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定を受けている中小企業者の代表者及び事業を営んでいない個人を含む ①事業承継前に、事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組むこと ②事業承継後に、事業承継を契機とした経営状況等の変化に対応するため、事業計画を策定し、計画の実行に取り組むこと ③中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定を受けていること ④あいち事業承継ネットワークの支援機関等の支援を受けて、①～③の計画の実行に取り組むこと	2億8,000万円	①～③ 設備・運転 設備 ④設備・運転 設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.2% 年1.3% 年1.4% 年1.5% 年1.0% 年1.1% 年1.2% 年1.3%				対象	0.38～1.74% (平成32年3月31日まで)
創業や分社化 の資金に	新事業創出資金 協調推進枠 <small>(株日本政策金融公庫 との協同融資)</small>	市内で開業する会社または個人で、①～③のいずれかに該当すること ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに開業するか、または、2か月以内に新たに会社を設立すること ②事業を営んでいない個人が、新たに開業または会社を設立してから5年未満であること ③会社が、新たに会社を設立(分社化)しようとするか、または、新たに設立(分社化)された会社で設立してから5年未満であること (①の場合で特定創業支援等事業※6により支援を受けた方は6か月以内)	3,500万円 <small>※ただし、 ①の場合で2,000万円を超える部 分は自己資金と同額を限度とする</small>	設備・運転 設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年0.8% 年0.9% 年1.0% 年1.1% ※7	対象外	0.79%				

※1 責任共有制度とは、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった適切な支援を行うこと等を目的として、全国の信用保証協会に平成19年10月から導入されたものです。
(信用保証協会の保証割合は原則として80%です。)

※2 保証料は、原則として中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率となっており、一般保証の料率(0.45～1.90%等)より低い料率となっております。また、有担保保証割引など保証料率が異なる場合がありますので、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。

※3 名古屋市都市型産業研究施設開設補助金の交付決定を受けた方、または名古屋市工業技術グランプリを受賞された方、若しくは名古屋市新商品・サービス創出等事業補助金(平成30年度終了事業)の事業認定を受けた方が経営強化支援資金(大口資金)を利用する場合は、融資利率(0.1%の引下げ)の優遇措置があります。

※4 認定経営革新等支援機関とは、国の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

※5 責任共有制度対象外の既保証を同額以内で借り換える場合は、責任共有制度の対象外となります。

※6 特定創業支援等事業とは、創業者の経営・財務・人材育成・販路開拓の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取り組みです(名古屋市創業支援等事業計画に掲載のもの)。

※7 名古屋市スタートアップ企業支援補助金の事業認定を受けた方が、新事業創出資金を利用する場合は、融資利率(0.1%の引下げ)の優遇措置があります。

※ 次に掲げる3資金については、必要に応じ、名古屋市信用保証協会または名古屋市中小企業振興センターに直接申し込むことができます。
・小規模企業等振興資金(小口資金)
・経営安定資金(経済変動対策資金(ただし、セーフティネット第5、7、8号の認定を受けているものを除く))
・新事業創出資金(開業後及び開業前で原則2,000万円以内のもの)
また、経営安定資金(環境適応資金(再生支援資金))については、必要に応じ、名古屋市信用保証協会へ直接申し込むことができます。

※ 小規模企業等振興資金については、推薦書をつけることができます(必須ではありません)。
詳しくは下記の推薦機関にお問い合わせください。
・名古屋商工会議所(TEL:223-5754)
・守山商工会(TEL:791-2500)
・鳴海商工会(TEL:896-3331)
・有松商工会(TEL:621-0178)

(その他)
商工組合中央金庫
以上の市内各店舗

保証付融資申込書(名古屋市信用保証協会所定)は、取扱金融機関で入手できます。